

札障第 507 号  
平成 30 年（2018 年）4 月 24 日

市内重度訪問介護事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
自立支援担当課長

### 重度訪問介護の支援範囲の拡大等について

平素より、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて、重度訪問介護については、本年 4 月の障害者総合支援法の改正に伴い、障害支援区分 6 に該当する方を対象に、入院中の意思疎通支援等が可能となったことから、制度周知を図るため、利用対象者あてに、案内文を順次送付する予定です。

つきましては、下記のとおり、利用者あて案内文を参考送付いたしますので、貴事業所におかれましても、関係職員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省より既に発出されております「報酬告示」及び「留意事項通知」、「国 Q & A」などの資料についても、併せて情報提供をいたしますので、今後とも適切な支援に努めていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 利用者あて案内文

別添 1 のとおり（※障害支援区分 6 の該当者のみに送付）

#### 2 サービス提供における留意事項

##### (1) 入院中の意思疎通の支援等について

貴事業所において、実際に医療機関等における入院中の意思疎通の支援等を行う場合は、報酬告示（別添 2）及び留意事項通知（別添 3）、国 Q & A（別添 4）をご確認の上、適切な支援に努めていただくようお願いいたします。

##### (2) 医療機関等との連携

留意事項通知（別添 3）では、重度訪問介護における入院中の意思疎通支援等の提供は、医療機関等との連携のもと行うことが報酬算定上の要件と記載されております。医療機関等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないよう医療機関等の職員と十分に調整した上で、意思疎通支援等を行う必要がありますのでご留意ください。

### 3 添付資料

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号) (抄)

・・・別添 2

- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (抄)

・・・別添 3

- (3) 「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1」  
(抄)

・・・別添 4

※ 添付資料については、本通知に関する部分を抜粋したものとなります。添付資料の原本を含む、平成 30 年度法改正に関連する厚生労働省の資料については、札幌市の公式ホームページ上に掲載しております。

【URL】 [http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30\\_kaisei.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30_kaisei.html)

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 TEL 011 - 211 - 2938 FAX 011 - 218 - 5181 E-mail : sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
---